

障害児支援の見直しに関する検討会 全国地域生活支援ネットワークヒヤリング資料

1. わたしたちの障害児支援の見直しに関する基本的な考え方

障害児童へのサービスは、適切な支援や環境がないために起こる2次障害を防ぐものとして、必要不可欠です。子どもの健全育成の観点から、従来の「障害児だけが集まる場」において支援を行う事業の在り方を見直し、一般の保育、教育、放課後活動の場で、障害のある子どもも、障害のない子どもとともに育ち、学び、生活する仕組みへの転換を図る必要があります、これに必要な措置を講じる必要があります。

(「自立と共生」を進めるための障害者自立支援法改正の提案・2007.10より)

2. 背景と根拠

障害のある子どもが、一般の保育・教育の中でともに育つことを志向することは、国内法等や国際条約の理念では、既に当たり前に肯定されるものとなっている。まずは、これに沿った障害児支援の見直しの方向性を確認したい。

障害者基本法 第三条 2

すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

障害者基本計画 一 基本的な方針

21世紀我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。

障害者自立支援法の厚生労働省資料

共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障害の有無にかかわらず、共に遊び・学び・暮らす環境を整備していくことが重要。

障害者の権利に関する条約 第七条 障害のある児童（外務省仮訳）

1 締約国は、障害のある児童が他の児童と平等にすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。

3. 具体的な施策

(1) 保育園、幼稚園における人的配置と障害児通園施設、児童デイサービスの機能再編

障害児通園施設や児童デイサービスでは、療育プログラムの提供と、障害のある子どもの介助や見守りが一体として提供されている。一般の保育園、幼稚園を基礎として障害のある子どもの生活を考えるのであれば、「集団保育」の場合は保育園、幼稚園を基本とし、障害児通園施設や児童デイサービスは、個別の

外来療育的な機能に特化させていくべきである。

障害児通園施設や児童デイサービスにおける報酬も、療育プログラムに対する報酬と、介助や見守りに必要なマンパワーに対する報酬を分離し、マンパワーにかかる報酬は、障害のある子どもが障害児通園施設や児童デイサービスを選んでも、保育園、幼稚園を選んでもその子どもに対して支払われるよう報酬の体系を再編成する必要がある。それが可能になれば、障害のある子どもに必要な人的配置の確保に対する予算措置が、子どもの通園先の選択に関わりなくなされることになり、保育園、幼稚園での受け入れが安定的に行わることにつながる。

(2) 学校教育の見直し

学校教育においても、地方教育費調査によれば児童生徒一人当たりの教育費は、小学校：73万円、中学校：90万円、盲・聾・養護学校：868万円（埼玉県教育委員会平成18会計年度）となっており、特別支援学校に行かなければ手厚い支援を受けることができない仕組みを改め、障害のある子どもが選んだ学校で、必要な支援が同じように受けることができるよう、予算の体系を見直す必要がある。

また、学校教育法施行令第5条に規定されている「入学期日等の通知、学校の指定」を改め、就学先の選択を児童と保護者に任せるよう施行令の改正が必要である。

(3) 研修の実施

障害のある子どもが、一般の保育・教育の中でともに育つことを支援するために、これを実現するための理念、子どもたちがもつ障害に関する知識や介助方法、支援や教育上の取り組みに関する経験交流などの研修を行い、現場の職員や保護者をサポートすることが必要である。

(4) 相談員の配置

障害のある子どもの乳幼児期の育ちを支える相談員の配置が、障害のある子どもの保育園、幼稚園、学校での育ちや学びを支える上で重要である。保育園や幼稚園、学校と保護者が、障害のある子どもの保育、教育の内容について話し合う上で対峙した関係になる場合があるが、第三者としての相談員が入ることでコミュニケーションが円滑になり、相互理解が促進される。また、就学の相談における移行支援においても、それまでの保育園、幼稚園での生活の様子や園での取り組みなどを保護者、保育園、幼稚園とともに就学先に伝え、入学した学校での教育内容が、保育園、幼稚園での取り組みと一貫性のあるものとして提供されるよう支援する。

また、同じ立場にある保護者同士の出会いの場をつくり、保護者同士が経験を交流したり、支え合いの関係を築いたりすることで、保護者の孤立を防ぎ、

不安を解消し、安心感をもつて自を回復する支援を行うことができる。

このような相談員の配置は、委託相談支援事業者、子育て支援センター、市町村保健センターなど、可能な限り一般の子育て支援施策の一環として実施されるような相談員の配置が求められる。

(5) リハビリ職種による巡回支援

障害のある子どもが生活する保育園、幼稚園、学校の現場において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士などのリハビリ職種が、保育、教育の内容の工夫や環境的な改善、必要な支援へのアドバイスを行うことは、子どものもつニードを保育、教育内容に反映させることができ有効である。

また、保育士や教職員にとっては、現場の職員が一人で悩みを抱え込まないで、相談員やリハビリ職種等に相談できる体制をつくることができる。

リハビリ職種による巡回支援は、相談員がコーディネートし同行することが望まれる。

(6) 人件費、事業費の補助に関する考え方

相談員の配置やリハビリ職種による巡回支援については、対象になる子どもの障害が症状固定として認められず障害者手帳の交付を受けることができていない場合や、保護者が障害を受け止めることができない状態にあり手帳が取得していない場合、発達障害等によって手帳の対象になりにくい場合などがある。このため、障害者自立支援法による個別給付によって相談員や専門職による巡回支援の財源措置を行うと、手帳の取得や障害程度区分の認定等が必要となり、対応できる範囲が限られてしまうことが懸念される。

これらの状態の子どもたちに柔軟に対応できるような、人件費及び事業費の補助の考え方が必要である。

(7) 親の養育が困難となった子どもの生活の場の見直し

親の養育が困難となった場合、日本では児童養護施設への入所が一般的ですが、諸外国における「里親」を参考に、日本でも、里親の委託費を引き上げて、家庭に近い状態での支援への転換を試みています。

障害のある子どもについても、障害児施設の入所に留まらず、里親によって家庭的に育てられることが望まれますが、それが困難な場合、より家庭的環境として、障害のある子どもでも、グループホーム、ケアホームが利用できるよう、利用対象者の拡大、対象年齢の拡大等を図り、親の養育が困難となった障害のある子どもの育ちを支えることの検討が望されます。